

国立大学法人東京農工大学学位規程の一部改正

国立大学法人東京農工大学学位規程を次のとおり改正する。

現 行	改 正	備 考
<p>国立大学法人東京農工大学学位規程</p> <p style="text-align: right;">平成16年4月1日 16 教 規程第22号</p> <p>第1条～第9条 省略（現行どおり）</p> <p>（博士の学位論文の審査委員）</p> <p>第10条 <u>本学大学院の博士後期課程に在学する者（第6条ただし書に規定する者を含む。）の学位論文の審査委員は、次のとおりとする。</u></p> <p>一 当該学生の指導教員（学則第51条第4項に規定する者をいう。）</p> <p>二 <u>論文にかかわる専門分野の当該学府及び連合農学研究科の教員（学則第51条第4項に規定する者をいう。）3人以上。ただし、生物システム応用科学府共同先進健康科学専攻にあっては、うち1人以上を、指導教員（学則第51条第4項に規定する者をいう。）となり得る資格を有する早稲田大学理工学術院先進理工学研究科共同先進健康科学専攻の教員とすること。</u></p> <p>2 工学府又は生物システム応用科学府における第5条及び第6条本文に規定する博士課程を経ない者の学位論文の審査委員は、<u>論文にかかわる専門分野の当該学府の教員5人以上とする。</u></p> <p>3 前2項の審査委員には、指導教員（学則第51条第4項に規定する者をいう。）となり得る資格を有する当該学府の教員3人以上を含ませるものとする。</p> <p>4 工学府教授会又は生物システム応用科学府教授会が必要と認めるときは、本学の他の学府、各研究科及び他の大学院等の教員等を審査委員とすることができる。</p> <p>第11条 連合農学研究科の博士課程に在学する者（第6条ただし書に規定する者を含む。）の学位論文の審査委員は、論文にかかわる専門分野の連合農学研究科教員（学則第51条第2項に規定する者をいう。）5人以上とする。</p> <p>2 連合農学研究科における第5条及び第6条本文に規定する博士課程を経ない者の学位論文の審査委員は、論文にかかわる専門分野の連合農学研究科教員5人以上とする。</p> <p>3 前2項の審査委員には、主指導教員（学則第71条第4項に規定する者をいう。）となり得る資格を有する連合農学研究科教員3人以上を含ませるものとする。</p> <p>4 連合農学研究科教授会が必要と認めるときは、本学の各学府、技術経営研究科及び他の大学院等の教員等を審査委員とすることができる。</p> <p>第12条～第25条 省略</p> <p>附 則 省略</p>	<p>第1条～第9条 省略（現行どおり）</p> <p>（博士の学位論文の審査委員）</p> <p>第10条 <u>工学府又は生物システム応用科学府の博士後期課程に在学する者（第6条ただし書に規定する者を含む。）の学位論文の審査委員は、当該学府の教員3人以上を含む5人以上とし、次の各号に掲げる者を含ませるものとする。</u></p> <p>一 当該学生の指導教員（学則第51条第4項に規定する者をいう。以下同じ。）</p> <p>二 <u>前号以外の指導教員となり得る資格を有する教員2人以上。ただし、生物システム応用科学府共同先進健康科学専攻にあっては、うち1人以上を、指導教員となり得る資格を有する早稲田大学理工学術院先進理工学研究科共同先進健康科学専攻の教員とすること。</u></p> <p>2 工学府又は生物システム応用科学府における第5条及び第6条本文に規定する博士課程を経ない者の学位論文の審査委員は、<u>当該学府の教員3人以上を含む5人以上とし、指導教員となり得る資格を有する教員3人以上を含ませるものとする。</u></p> <p><u>3</u> 工学府教授会又は生物システム応用科学府教授会が必要と認めるときは、本学の他の学府、研究科の教員及び他の大学院等の教員等を審査委員とすることができる。</p> <p>第11条 連合農学研究科の博士課程に在学する者（第6条ただし書に規定する者を含む。）の学位論文の審査委員は、論文にかかわる専門分野の連合農学研究科教員（学則第51条第4項に規定する者をいう。）5人以上とする。</p> <p>2～4 省略（現行どおり）</p> <p>第12条～第25条 省略（現行どおり）</p> <p>附 則 省略（現行どおり）</p>	

附 則（22教規程第42号）

この規程は、平成22年12月1日から施行する。